

# 大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場使用規則

## (目的)

第1条 この規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場の使用について必要な事項を定め、駐車場の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

## (営業時間)

第2条 営業時間は、午前6時から午後11時までとし、年中無休とする。

## (駐車料金)

第3条 駐車料金は次のとおりとする。

### (1) 月極契約者駐車料金

#### 平面

1台につき月額60,000円(消費税別)とする。

#### 機械式(昇降・横行式)

1台につき月額40,000円(消費税別)とする。

## (月極契約)

第4条 月極契約の申込みを受けた場合、契約を締結するとともに月極駐车用鍵を渡す。ただし、当社が管理上特に支障があると認める場合はこの限りではない。

2. 月の途中で契約した場合の駐車料金は日割計算とし、契約と同時に納入するものとする。月の途中で解約又は解除したときは当該月の駐車料金は返還しない。

3. 駐車料金は毎月月末までに翌月分を当社の指定する方法で納入するものとする。

4. この規則に違反し、又は当社の指示に従わない場合は即時に契約を解除することができる。

## (保証金)

第5条 月極契約の保証金は1台につき月額料金の3ヶ月分とし、契約締結と同時に納入するものとする。ただし、保証金に利息はつけない。

2. 契約が終了したとき保証金は返還する。ただし、駐車料金等この規則に定める料金に未納があるときはこれに充当し、残額がある場合はその額を返還する。

## (入場できる車両)

第6条 駐車場に入場できる車両は構造及び設備上、別紙1のとおりとする。

## (昇降車路及び共用車路)

第7条 本駐車場への入出場は、大阪市道路公社及び阪神百貨店が管理する既設昇降車路のほか大阪市道路公社が管理する公共駐車場の車路を使用するものとする。

(場内走行)

第8条 駐車場内では時速5キロメートル以下で、場内標識及び駐車場係員の指示に従い、事故のないよう走行しなければならない。

(駐 車)

第9条 月極契約者は契約スペースに駐車する。

2. 駐車中は扉、窓等は完全に施錠し車内物品の盗難・紛失のおそれがないようにしなければならない。

(出場の方法)

第10条 月極契約者は、出場の際、運転操作上の注意事項を順守し、操作盤を自ら操作のうえ、契約番号を呼び寄せ指定の経路で出場する。

(禁止事項)

第11条 駐車場内での禁止事項は次のとおりとする。

1. 火気・引火物・爆発物・悪臭を発する物等、他人に迷惑を及ぼす恐れのある物を場内へ持ち込むこと。
2. 飲酒・喫煙・宿泊その他公共秩序に反する行為。
3. 駐車スペース以外の場所及び車路に駐車すること。
4. その他駐車場の管理運営上支障となる行為。

(ネットワーク車路)

第12条 本駐車場の使用者は、入出場のための車路が地下駐車場と接続されるすべての駐車場をネットワークするための共用の車路であることを認識し、安全で円滑な運営ができるよう協力し、これに反する行為をしてはいけない。

(賠償責任)

第13条 使用者が本駐車場施設及び昇降車路施設または他人もしくは他人の車両に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(免 責)

第14条 当社の管理上の過失による事故の場合を除き、天災・火災等により駐車中の車両及び積載物に生じた損害、並びに紛失・盗難等の事故については一切その責を負わない。

(規則等の厳守)

第15条 この規則に違反したり、昇降車路及び場内の秩序を乱すおそれがある等、管理者が入場させることが不相当と認めた場合は駐車を断り、または直ちに退場させることがある。

## 附 則

この規則は、平成7年10月から施工する。

この改正後の規則は、平成19年7月1日から施工する。

この改正後の規則は、平成26年8月1日から施工する。

大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場

ブロック別	種 別	全長(mm)	全幅(mm)	ドアミラー幅(mm)	高さ(mm)	総重量(kg)	
G	平 面	5,000	1,900	2,100	2,100	2,000	※①
	機 械 式 大 (昇降・横行式)	5,000	1,800	2,000	1,550	1,700	※②
	機 械 式 小 (昇降・横行式)	5,000	1,800	2,000	1,450	1,700	※③
H	機 械 式 大 (昇降・横行式)	5,000	1,800	2,000	1,550	1,700	

※G- 1・2・3・12・13・14・20・21・22  
28・29・30 (12台) は機械動作制御のため使用不可

※① スペースNo. G- 9・10・11 計3台

※② スペースNo. G- 4・5・6・7・8  
15・16・17・18・19  
23・24・25・26・27  
31・32・33・34・35 計20台

※③ スペースNo. G- 36・37・38・39・40  
41・42・43・44・45  
46・47・48・49・50 計15台